ちよだ区議会だより

No.153

平成13年４月27日
編集:千代田区議会広報委員会
発行:千代田区議会
〒102-8688千代田区九段南1-6-11
3264-0151　内線3315

ホームページアドレス
http://www.city.chiyoda.tokyo.jp
メールアドレス
ckugikai@mint.ocn.ne.jp

＊この区議会だよりは、千代田区ホームページでもご覧になれます。
また、区議会へのお問い合わせや情報公開条例に基づく開示請求は、電子メールでも受付しています。どうぞご利用下さい。

第１回定例会

第１回臨時会

NO.153の主な内容

２面……代表質問
３面……代表質問・一般質問
４・５面…一般質問・定例会活動報告
６面……定例会活動報告
７面……議案の審議結果と主な内容
８・９面…平成13年度予算審議から・定例会会議日程
10面……会派に交付する政務調査研究費の条例

7年ぶりに財政調整基金の取り崩しを解消する 平成13年度予算決まる！

介護保険の利用者負担等の軽減を求める意見書を提出
家電リサイクル法に関するKSD疑惑の早期解明を求める

入学おめでとう！（富士見小学校）

平成13年第1回定例会は、3月1日に開会しました。

今定例会では、「平成13年度一般会計予算」等の予算関係議案を中心に、31件の議案の審査を行いました。

初日は、2月8日に就任した石川区長の議会招集あいさつの後、前助役の退職に伴い、新たに大山恭司氏が助役に選任されました。続いて、4会派が「第三次長期総合計画、新区長の区政運営にかかわる基本的理念、区長の政治姿勢、職員の意識改革」等、区政が直面する課題や区長の施政方針について代表質問を行いました。

2日目は、8人の議員から「福祉施策、障害者施設、アレルギー疾患、自治体合併についての区長の意見、心身障害者福祉問題、教育問題、これからの幼児教育、（仮称）神田淡路町特養ホーム」等、区民生活に直結した、多方面にわたる視点からの一般質問がありました。

14日の継続会では、議案のうち、審査の終了した「平成12年度千代田区一般会計補正予算」等、2件の議案を可決し、23日の最終日には、残りの28件の議案を可決しました。また、議員提出の議案として「千代田区議会政務調査研究費の交付に関する条例」（詳細は最終面）をはじめ、「介護保険の利用者負担等の軽減を求める意見書」等、3件の意見書を可決し、23日間の会期で閉会しました。

第１回臨時会

平成13年2月15日に、第1回臨時会を開催しました。臨時会では、区長選挙と同時に行われた区議会議員補欠選挙（欠員1名）により、新たに区議会議員となった吉成五郎議員の議席番号並びに所属する委員会（企画総務建設委員会・商工業活性化対策特別委員会・子育て環境整備特別委員会）を決定しました。

また、吉成五郎議員の議席番号の指定に伴い、左記のとおり※印の議席番号が変更となりました。

吉成五郎議員

議席番号	氏名	会派名
1	桜井　ただし	自由民主党議員団
2	小林　やすお	自由民主党議員団
※3	松本　佳子	自由民主党議員団
4	久門　治人	雷
5	市川　宗隆	千代田区民クラブ
6	荻原　秀夫	拓く会議員団
7	小枝　すみ子	拓く会議員団
8	荻生　誠	拓く会議員団
※9	髙山　はじめ	自由民主党議員団
※10	戸張　孝次郎	自由民主党議員団
※11	高橋　のりお	自由民主党議員団
12	大串　博康	公明党議員団
13	山田　ながひで	公明党議員団
14	寺沢　文子	区民ネットワーク
15	中村　つねお	区民ネットワーク
16	竹田　靖子	区民ネットワーク
※17	鳥海　隆弘	自由民主党議員団
※18	石渡　伸幸	自由民主党議員団
※19	大宮　正義	自由民主党議員団
※20	満処　昭一	自由民主党議員団
21	吉成　五郎	自由民主党議員団
22	鎌倉　つとむ	自由民主党議員団
23	福山　和夫	日本共産党区議団
24	木村　正明	日本共産党区議団
25	鈴木　栄一	日本共産党区議団

代表質問（要旨）

自由民主党議員団

大宮正義

第三次長期総合計画について

問 区長は、区政運営の基本方針である基本構想に、公約で掲げた施策を盛り込んでいくことは当然のことと考える。区はこれまでの経緯を踏まえて、新たな基本構想と基本計画の策定について、今後どのような考え方とスケジュールで進めていくのか。

答 定住人口対策等の重要施策は、これまでの成果を検証し、区民の要望等に応えるため精力的な検討を行う。また、これまでの経緯、経過を大切にし、独自の政策等を盛り込み、早期に長期総合計画を策定していく。

平成13年度予算の特徴について

問 ①新年度予算は、区財政の健全性に配慮し、区民が安心して住み続けられる諸施策を展開する予算であるが、より行政の透明性を高め、一層の効果的・効率的な行財政運営に努めていかなければならない。新年度予算の特徴は②時代の変化に適応した施策の選択と再構築により、区民ニーズに応え、施策を安定的に展開することが区民サービス向上につながると考えるが、今後の財政運営の展望は。

答 ①区民福祉を安定的、持続的に向上させる基礎となる健全財政に努め、基金の取り崩しを解消したこと②行財政の効率化を推進し、財政調整基金等に依存しない健全な財政運営の確立が不可欠と考えている。

福祉施策について

問 ①障害者の自立や社会参加のための施設整備は遅れており、第三次長期総合計画で位置付ける必要があるが、施設の計画化は②介護保険制度の補完施策を他区に先駆けて実施していくことは評価できる。そこで、今後の実施スケジュールと平成15年度までの期限付きの理由は。また、対象者への周知方法は。

答 ①長期総合計画に位置付け、早期実現に向け取り組みを強化していく②支援内容等を早急に決定し、周知徹底した上で実施するが、平成15年で対応施設が概ね整備されるためである。また、広報紙等の活用をはじめ、ケアマネージャーにも周知徹底していく。

拓く会議員団

小枝すみ子

新区長の区政運営にかかわる基本的理念について

問 区長は、「区民本位の公平かつ民主的な区政」、「区民の目線で考え行動する区政」という基本姿勢を掲げているが、住民は自治の主体である。大切なことは住民とのコミュニケーションをとりながら、住民と共に決定していくことを認識すべき。区長は「住民自治」をどのように考え、区政運営を行っていくのか。

答 「区民本位の公平かつ民主的な区政」を基本姿勢の第一に掲げ、区政運営を行っていきたい。住民の代表である区議会と十分に議論し、補完的に直接参加という形態になるのが間接民主主義である。

総合まちづくり条例について

問 ①まちづくりには、計画の早い段階からの住民参加と区民の意見を反映させる仕組みが必要である。開発・建設に伴う住民参加、情報公開、区民のまちづくりへの意欲を反映させるための手順手続き等をルール化した、「総合まちづくり条例」を制定してはどうか②現在進行中の再開発・地区計画を区長自身が再検証するとともに、関係住民・周辺住民の生の声を聞く機会を設けるべき。

答 ①都市計画に関する情報公開や住民参加等について検証し、改正都市計画法を踏まえ、手続き・制度等にかかわる仕組みづくりに向け取り組んでいく②まちづくりには様々な合意形成のステップがあり、特に技術的・専門的な部分もあるので、状況により臨機応変に対応していく。

サービス業としての区役所について

問 ①本庁舎は、障害者や高齢者に対するバリアフリー化が不十分である。早急に改善すべきではないか②子育て世代が住めるまちを目指すためにも、子育て中の母親等が、安心して窓口での相談や手続きをはじめ、懇談会や審議会等へ参加できるよう、庁内に保育室を設置すべき。

答 ①早急に対応し、改善に努力していく②設置については限られたスペースを工夫・活用しながら検討していく。また、懇談会等に参加する人については、職員休養室等を利用した「いっとき保育」を活用していく。

日本共産党区議団

鈴木栄一

区長の政治姿勢を問う

問 ①区内中小零細業者の経営者の多くがKSD（中小企業経営者福祉事業団）に加入している。KSD汚職の認識と見解は②外務省の外交機密費問題についての認識は③区長交際費の具体的な使途を明らかにすべき④米国原子力潜水艦に沈没させられた「えひめ丸」事故についての見解は。

答 ①国会での審議や捜査当局の捜査に注目していく②政府が原因の究明と再発防止に万全を期すものと考える③正当な使途及び適正な会計をしていく④行方不明者の発見と早期解決を望む。

第三次千代田区長期総合計画基本構想策定について

問 今回の基本構想の基本的考え方は、第一次の構想（昭和50年）からみると大きく後退し、区民からみてもわかりにくいとの声が多い。これは、今日まで区政運営の到達点がみえず、行財政の総括も反省も区民に示されずきたからだと思うが、区長はどう検討し、いつ区議会に提案するのか。

答 基本構想素案について就任早々庁内論議している。区民にとって非常にわかりにくいというのは事実だ。選挙を通じて区民の声を聞いているので、どう反映させるか可及的に作業する。平成14年度予算の編成段階までに策定していく。

新年度予算案について

問 本予算は、本来「主役」のはずの区民福祉予算が、税金の配分からみても「脇役」に追いやられているのが最大の特徴となっている。区が自主・自律で区民福祉を向上させるのではなく「民間まかせ」になってきている。区長は、「区政は一つの経営体だ」というが、区政は区民のもので経営体ではない。地方自治の原点に立つべきだ。

答 ①区民の目線で考え、民間の手法を取り入れていくことが重要と考える。基礎的な自治体といえども一つの経営体だと思っている。見解の相違があると思うが、民間でも十分区民のニーズに応えられると考える。

公明党議員団

山田　ながひで

新区長の区政へ臨む姿勢として、行財政改革に取り組む道すじを区民に示すべきである

問 都区制度改革が実現し、地方分権が進展する等、区政を取り巻く社会情勢が変化しているなか、区は、区民に最も身近な自治体として施策を推進し、区民福祉の向上を図ることが強く求められている。そこで①職員には区民への奉仕者としての自覚と行動が求められており、区長は職員の意識改革をすべきと考えるがどうか②限られた財源で、区民ニーズの多様化や福祉施策・施設等の行政需要に対応していくには、財政調整基金と区民福祉厚生基金を中心に基金を見直すべき③これまで区は、行財政効率化推進大綱に基づき、事務事業等の見直しを行ってきたが、区民が主体となって評価でき、評価の指標も区民に分かりやすい行政評価システムを導入することにより、行政の透明度が増加すると考える。導入の検討状況と区長の認識は④バランスシートと行政コスト計算書を作成し、公表することにより財政状況について情報開示が充実すると考えるがどうか⑤行政や企業では賄いきれないサービスを担うボランティア・NPOへの支援や基盤づくり、条件整備に積極的に取り組むべきと考えるがどうか。

答 ①人材がサービスの充実を図るうえで重要であり、職員の意識改革を進めることで区民の目線に立ったサービスの向上を目指す②第三次長期総合計画の中で施策に伴う財政需要、年度間の財源調整等、区民サービスの向上に活用する観点から検討していく③区民の視点に立った効果的・効率的な行財政運営に向け、政策目標を単純化、数値化し、その成果を区民に公表し、限られた財源の適正な配分に活用する仕組みと認識している。また、具体的な手法は、第三次長期総合計画の中で検討していく④バランスシート、行政コスト計算書は、財政状況の透明性の向上と健全性の尺度のために活用が期待され、早期に作成し、今後の施策の検討の参考としていく⑤活動実態を把握した上で、その特徴や自発性を活かした安定的・継続的な活動ができるよう、場や情報の提供等の支援策を検討し、第三次長期総合計画に位置付けていく。

一般質問（要旨）

雷（いかずち）　久門治人

福祉施策について

問 ①区長は、福祉作業所の施設内容や設備等の現状をどのようにとらえているのか②区民から「自分のように障害児をもってしまう親がこれからも必ずできることでしょう。その親達のために区内に身近な療育の場として障害のある乳幼児が自由に通い、必要な生活訓練を受けることができるデイサービス事業と保護者の病気や冠婚葬祭等による利用も可能な短期入所（ショートステイ）事業を充実してほしい」との声があった。中央区、港区、新宿区には療育の施設があり、運営されているが、本区は心身に障害のある人に対する対応が他区に比べ遅れている。とくに、四肢に障害のある乳幼児の育成に当たっては、早期に必要な治療と指導、訓練を行うことにより、障害の軽減や基本的な生活能力の向上等、将来の社会参加へとつなげていくことができると考える。今こそ、心身に障害のある区民に手を差しのべることが重要と考えるがどうか。

答 ①福祉作業所とは、本来、通所者が効率的に作業できる施設であるべきと認識している。しかし、新たに施設を整備するのは時間を要するため、当面は、既存の施設の中で暫定的に対応していく。また、障害者施策について、全体的な考え方を早急にまとめ、明らかにしていく②保健所の健康診査等で障害の早期発見に努めているが、乳幼児の障害の状況やその程度に応じて必要な訓練の内容や療育体制等を検討していく。また、既存福祉施設の活用等を行い、早急に対応していく。

区民ネットワーク　寺沢文子

障害者施設について

問 障害者の施設は、使用者が快適に過ごせるバリアフリー化はもちろん、作業や機能訓練ができ、障害の程度が軽度の人には、社会に復帰できるための支援態勢がとれることが必要。そこで①福祉作業所の老朽化や通所者が能率的に作業できる設備等について早急に対応すべき②富士見福祉会館は、靴を脱がず土足で利用できることや畳をフローリングにして段差の解消を図るべき③障害者施設のあり方として、作業所、生活の拠点、福祉会館の機能等を含めた、障害者の総合センターを早急に設置すべきと考えるがどうか。

答 ①暫定的に区有施設の中での対応を含め対応していく②早急に利用者や関係者の意向を調査し、必要な対応を考えていく③障害者の施設整備を含め全体的な施策については、早急に考え方や方向性をまとめていく。

先生、ハーイ

職員の窓口での対応及び職員育成について

問 ①区民と接する機会が多い窓口担当者は、区役所を背負っているという気概で区民サービスに徹すべき②職員の電話応対についてどのように研修を行っているか③地方自治の新しい時代に、独自性を出していくためにも職員は区民の最も大事な財産と言える。人材育成についての区長の見解は。

答 ①区民の立場で温かくきめ細かな対応をしていく②庶務担当課長会や係長研修、新任研修で行っている。今後も内容を工夫していく③区役所はサービス業であり、職員の意識改革と能力の向上が必須の条件と考える。

代表・一般質問は、発言者の責任の基に質問の要旨を掲載しています。

メールアドレス　ckugikai@mint.ocn.ne.jp　　ホームページアドレス　http://www.city.chiyoda.tokyo.jp

公明党議員団　大串博康

アレルギー性疾患対策について

問 今や国民病とまで言われるアレルギー性疾患に悩む患者は、増加の一途をたどり、その対策は一刻の猶予も許されない緊急の課題となっている。区は、患者やその家族と直接かかわる自治体として、実態を調査把握し、事業を総点検する必要が求められている。そこで①現在アレルギーに関する事業は、健診のみとなっているが、アレルギー性疾患は他の疾患を併発している場合が多い。必要な施策を予防、治療、そして調査・研究と体系だった対策として、取り組むことが重要であると考えるがどうか②健康相談や食生活のアドバイス等、適切で正しい情報が得られ、個別の相談に対応できる窓口の拡充が必要ではないか③4月よりアレルギー症状を引き起こす恐れのある原材料の表示と遺伝子組替え食品の表示が義務付けられ、正しい表示のチェックや指導等を地方自治体が行うこととなった。区は、それらの食品表示の徹底をどのように推進していくのか。

答 ①現在実施している健康診断・相談業務を通じて、予防や治療を一連のものとして捉え、これまでの対策をより充実したものにし、周知に努めていく②保健所では、常時対応できる相談窓口の体制を整えている。また、保育園や幼稚園等との連携も図り、対応に努めていく③法改正を踏まえ、食品製造業者に講習会等を通じ、制度の周知を図るとともに、広域に流通している食品についても、他の自治体と連携を図り、制度の徹底を推進していく。

日本共産党区議団　福山和夫

自治体合併「千代田に吸収なら良い」という区長の意見について

問 地方分権の受け皿、効率的な地方行政体制の確立と称し、国は「平成の大合併」を進め、都は「東京構想2000」で区市町村の広域再編成の検討をすべきとしているが、区長の見解は。

答 自治体の自主性や住民意思を尊重しながら取り組むべきものと認識している。

21世紀の日本の福祉のあり方について

問 ①国は、社会保障を持続可能な制度とするため高齢者に負担増を求めているが、区長の見解は②介護保険料徴収猶予及び減免取扱要綱では、生活保護基準3ヶ月以上の預貯金があると減免されない。見直すべき。

答 ①社会保障を継続的・安定的に維持するため負担とサービスのあり方を議論する必要がある②生活に必要な預貯金を下回る場合に免除する制度で、これを運用していく。

千代田区の財政・決算にみる千代田の福祉と区長公約「待機者0の福祉」について

問 ①施設型の在宅サービスの整備不足とそのタイムラグを補う福祉手当についての見解は②障害者総合福祉センターの整備に緊急に取り組むべきと考えるがどうか。

答 ①サービス給付型福祉に重点化するため介護基盤整備に取り組んでいく②施策全体を早急に整理し、整備方針を固めていく。

自由民主党議員団　高橋のりお

心身障害者福祉問題について

問 基礎的自治体として、区は、社会的に福祉支援を必要としている人に対し、福祉施策を具体的に展開していくことが重要と考える。そこで①「障害者基本法」は、障害者の自立と社会・文化・その他あらゆる分野への参加の促進を目的としているが、区の施策展開は②修正基本計画の中では、知的障害者に対する自立支援策や生活の場の提供等が明確に示されていない。知的障害者が地域で自立して生活し続けるためには、住居の確保が必要である。また、障害者自身の生き方の幅を広げるためにも、少人数で支え合いながら生活するグループホームや福祉ホームの整備は不可欠である。設置するまでの間、暫定的に民間施設を借り上げる等の方法を検討し、対応してはどうか③区には現在、障害者の通所施設として福祉会館、福祉作業所があるが、老朽化や狭小化等施設の構造や規模による制約が明らかである。施設の拡充・整備を早急に進めるべき。

答 ①障害者施策の基本は、障害者のライフサイクルや障害の程度に合わせた、在宅サービス、施設サービスを体系化・総合化していくことと考える。障害を持つ人が主体的に生活できる地域社会を実現していくために、施策の全体像を明らかにし、着実に実行していく②障害者が障害の程度に応じて生活できる施設等を検討し、暫定的な民間施設の借り上げも含め、早急に具体案を提示していく③現状を打開するために、暫定的に区有施設の中での対応を含め検討していく。

日本共産党区議団　木村正明

教育問題について

問 ①サッカーくじの販売店が学校近辺に存在している。子どもたちへの影響は②給食未実施校への対応策は③学校選択の自由化は、学校教育の民主的改革の一大テーマ。学校関係者、保護者、住民との十分な協議を。

答 ①19歳未満の購入が禁止されていることを学校を通して伝える②中学校教育のあり方の中で検討していく③学校関係者や住民保護者との話し合いが必要と考えている。

住環境守るルールづくりについて

問 ①住環境を守るため、建築紛争予防条例を見直すべき②開発事業者に対し、法的手続きに入る前の住民との協議を義務付けては③住民が開発事業者と対等に協議できるよう、専門家の助言を受けるしくみづくりを。

答 ①条例に紛争解決への区の役割や建築主の説明責任等を定め実施している②課題として検討中③実例を調査している。

所得格差が拡大する中、低所得者層等への緊急的手だてを

問 ①民間アパートに住む低所得の高齢者世帯等を対象に家賃補助の拡充を図るべき②介護保険制度の保険料助成の資格要件を見直すべき③障害者施設の備品整備がなおざりにされている。早急に手だてを。

答 ①公的支援が必要と認識している②保険料の徴収猶予及び減免取扱要綱に基づき運営していく③現状を調査し検討していく。

自由民主党議員団　松本佳子

これからの幼児教育

問 ①従来の「保育」は、「働く女性の福祉」という観点で行われてきたが、子育て保育は「福祉」ではなく「教育」という枠組みでとらえることが必要である。親にとっては福祉でも子どもにとっては教育である。区は、子どもに焦点を合せた、幼児保育と幼児教育を一体的に捉えた「保育・教育」をどのように考えているのか②幼稚園・保育園の連携のメリットは、幼児教育と保育のノウハウを一体化させ、両者の機能を補完し合い、幼児教育の効率化が期待できることにある。また、「子育て」以前の「幼児育て」という面での意義も大きい。幼児教育の一層の充実を図るために、区は幼・保の連携をどのように推進していくのか③幼・保の連携の一方で、従来の幼稚園や保育園も存続させ、それぞれの園の独自性をアピールした上で、保護者がニーズや考え方に合わせて選択できる、多様な幼児教育を行ってはどうか。

答 ①保育園における幼児教育の関心が高まっている中、現在保育園では、教育要領が盛り込まれた保育所保育指針に従い保育・教育を行っている。また、本区には、いずみ保育園・和泉幼稚園で行っている独自の幼保連携の事例があり、これをもとに保育・教育の考え方に立った独自の施策を検討していく②幼・保の連携については重要な課題であると認識している。第三次長期総合計画策定の中で具体的に検討していく③幼稚園・保育園という垣根を乗り越えた、幼児期の子育て、幼児教育のあり方を検討していく。

メールアドレス　ckugikai@mint.ocn.ne.jp　　ホームページアドレス　http://www.city.chiyoda.tokyo.jp

記念撮影、はい、笑って

自由民主党議員団　小林　やすお

風俗営業等について

問 学校周辺に貼ってある風俗チラシやエステ、ソープランド等の看板は子供たちに有害な物が多くある。教職員は、この問題をどのように考え、区は学校に対してどのように指導しているのか。

答 学校によってはPTA、警察、NTT等とパトロールを行い、環境維持に努めているが、今後、地域・家庭と連携を取り、教職員も積極的に対応するよう指示していく。

（仮称）神田淡路町特養ホームについて

問 区は「（仮称）神田淡路町特別養護老人ホーム」を民設・民営で整備するとしているが、良質な事業者の参入確保のため、どのようなインセンティブを与えるのか。また、どのような選定方法を考えているのか。

答 応募事業者の運営理念、財政基盤の安定性、事業展開の継続性・確実性等を見極め、効率的で質の高いサービスが提供できる事業予定者を選定していきたい。選定方法は、公開性、透明性、効果性を確保するためプロポーザル方式で行うことを考えている。

保養施設の温泉化について

問 嬬恋自然休養村は、温泉の設備があれば利用する区民も多くなると考える。休養村の下には温泉が湧いているが、その温泉を引くことはできないか。

答 送湯管や引込管等に多額の費用がかかることが課題である。今後村での研究状況等を見極めていきたいと考えている。

定例会活動報告

常任委員会

企画総務建設委員会

委員会では、**「特別区人事及び厚生事務組合規約の一部変更について」**をはじめ19件の議案の審査を行いました。

「千代田区情報公開条例」は、多くの自治体や議会においても独自の情報公開条例が制定されてきた状況を踏まえ、本区においても高度情報化の進展や地方分権の推進に対応して、区民等の知る権利の保障と区の説明責任を果たす観点から、これまでの条例を全部改正するものです。

主な改正点は、区民等の「知る権利」、区の「説明責任」を明確に規定し、請求権者を「何人も」、対象情報を「電磁的記録」や「決裁前の文書」等に拡大することなどです。また、公開対象に区以外の第三者情報が含まれている場合には、公開決定をする前に当該第三者の意見を聞くことができる等の規定を設け、第三者保護の手続を定めています。

主な質疑は次のとおりです。

区議会では独自の情報公開条例を制定したが、議会と区の情報公開条例ではどこが違うのか、との質疑に対し、

公文書のうち非開示とするものについて、区議会の条例は、いわゆるプライバシー型としているが、区の情報公開条例は、個人識別型を採用している。両者を比較した場合、議会の規定の方が情報公開の趣旨に沿い、区民のための制度としては、より好ましい規定であると考えている。しかし、区では介護保険の実施等、情報量の蓄積が区議会に比べて圧倒的に多く、プライバシー情報の判断を全職員が同じ認識に立って対応することに課題が残ること等から個人識別型とした、との答弁がありました。

これに対して、議会に比べ区の情報量は多く、プライバシーの判断には時間がかかることは理解できる。しかし区では、情報公開を過去10年間実施していることから、これまでの経験を生かし、より区民の立場に立った制度とする必要があった。今後の課題として、職員によって公開の適否の判断が違うことのないよう、具体的にどのような対応を行っていくのか、との質疑に対し、

今回の議案は、職務遂行上の公務員の氏名を公開の対象とするなど、従来の個人識別型から踏み込んだ内容としており、今後もプライバシー型に近づける努力を続けたい。具体的な対応としては、プライバシー情報を判定する基準づくりが必要となってくるが、これまでの経験を生かし、個人情報の公開請求ごとに具体的な内容をチェックし、早い時期に基準づくりを行いたい。さらに、職員に対する研修の充実と意識改革が必要であり、特に中核となる管理職の役割が重要となる。管理職をリーダーとして、十分な職場内研修を行い、個人情報についての基本的な考え方を周知徹底していきたい、との答弁がありました。討論として、

賛成の立場から、

対応する職員によって判断や対応が違うことがないよう、情報公開の意義、窓口対応等について、具体的な対応を職場内で検討する必要がある。同時に、情報量の違いから今回の改正では個人識別型を採用しているが、区民のための制度としては、プライバシー型がより好ましく、今後、区が保有する情報を原則公開する方向で、引き続き努力することが必要である。しかし、従来の条例と比べて情報開示が大きく進んだ点を評価して、この議案に賛成する、との意見表明がありました。

「千代田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例」は、固定資産税の評価替えにあわせて道路占用料を見直すほか、道路法施行令の改正に伴い規定を整備するもので、定額物件について一部を除き20％を限度に額を引き上げるなどの内容です。

この議案についてはさまざまな課題があることから、次のとおり委員会として集約を行いました。

昨年4月より基礎的自治体として、区の独自性が求められているなか、占用料の算出基礎を地価としているにもかかわらず、実際には23区の平均価格をその根拠としている。本区と最低区の固定資産税評価額の平均は10倍以上の開きがあり、区が独自で占用料を決定すれば、区の歳入として40億円の増収が見込め、現行のままでは、区民にとっては大きなマイナスとなる。一方、公共事業については、区民生活に密接に関係していることから、公共料金の値上げの影響が及ばない等の配慮を行う必要がある。さらに、電線の地中化等、区の都市政策の視点から、独自の減免措置の導入も可能であることから、従来の23区一体という意識を見直し総合的に検討すべきである。

主な質疑は次のとおりです。

都区制度改革が実現し、基礎的自治体として区の独自性が問われているなか、今回の道路占用料の改正を23区統一の額で行った理由は何か、との質疑に対し、

道路占用料は、土地使用の対価と考えており、本来は、個別の占用物件ごとに道路価格を算定して占用料を決定すべきである。しかし一方で、道路は都市の基幹施設で広域的な利用を前提に設置されており、公共的な性格を持っている。さらに、電力等の公共料金は、一定の区域内で一律の料金体系となっていることから、一定の区域を同一に扱う必要があり23区統一の料金とした。しかし、占用料の額が区の実態を反映していないものと認識しており、今後、課題として十分検討を行いたい、との答弁がありました。

また、道路占用料の算出根拠として固定資産税評価額を使用しているが、都心区における土地評価として妥当かどうかを検討し、区独自の考え方があるべきではないか、との質疑に対し、

固定資産税評価額が調査地点数が多いなど客観性に優れていることから、基準として採用している。道路占用制度は、道路法に基づき運用しているが、区の独自性をどのように発揮していくかについては、課題として認識している、との答弁がありました。

また、公共事業に対する減免の取り扱いはどうなっており、公共料金等への一定の配慮が必要ではないか、との質疑に対し、

公共事業に対する減免の取り扱いについては、上下水道、JR施設、地下鉄の地上部分を除く箇所を公共事業として免除している。一方、電気等については減免をしていない。今回の改正により、電気・ガス等の事業者についての23区全体での影響額は、約24億円と予想されるが、直接料金値上げに結びつく懸念はないと考えている。将来的には、公共料金に直接反映する事態も考えられることから、今後の課題として受けとめたい、との答弁がありました。

また、電線の地中化の促進等、区の都市政策上の観点から占用料の減免等、占用料の体系を見直すべきではないか、との質疑に対し、

区独自の政策として、都市型有線テレビのうち難視聴対策に関するものは、占用料を半額免除している。また、常磐新線についても、建設促進を図るため、地上部分を含めて占用料を全額免除することとなっている。電線の地中化等については、平成10年に、地上物件の修正率を2分の1から3分の2に、地下物件を2分の1から3分の1に変更したことにより、地上物件の算定単価は地下物件の2倍となっている。今後、道路管理者として現状の課題を踏まえつつ、電線の地中化等を促進するための方向性を示し、占用料体系の見直しについての検討も行いたい、との答弁がありました。

討論として、

反対の立場から、

委員会における論議で、今回の道路占用料の改正

メールアドレス　ckugikai@mint.ocn.ne.jp　　ホームページアドレス　http://www.city.chiyoda.tokyo.jp

は23区の部課長会で実質的に決定され、23区統一料金とする実態が明らかとなった。昨年の4月から、基礎的自治体として自立した区政運営が求められており、この事実をどこまで認識しているかが問われているが、提案された内容について、十分納得のできる説明ができていない。議案を提案する立場から、本来やるべきことをやらないで、23区一体で決定した点が、質問者の立場から納得できるものではなく、反対せざるを得ないとの意見表明がありました。

賛成の立場から、

委員会での質疑、議論のなかから、この議案に対しては、さまざまな問題点・課題があると考えている。しかし、これまで特別区間で一律の料金体系をとってきた経緯があり、区でも課題として捉え、今後、改善に向けた努力を行うこととしている。また、減免措置については、現在でも公共事業や区独自の政策について実施しており、今回の占用料の改正はやむを得ないと考えている。将来的には、区独自で占用料等を決定することも必要であり、今後、努力をするとのことから賛成する。

また、委員会の論議のなかで集約された、独自性をもって、区の実態に見合った道路占用料を設定すべきではないかという点については、これまでも繰返し主張をしてきた。道路占用料については、国の計算方法から勘案しても、より現実的で独自性を持って積算する必要があると考えている。委員会での論議の結果、未だ到達していない点があり、不十分な内容であるが、今後、千代田区の視点に立って検討するという点を評価し、今回の改定はその第一歩という意味から賛成する、との意見表明がありました。

その他の議案の審査についても、精力的に審査を行いました。

あったよ、わたしの教科書！

保健福祉委員会

委員会では、**「千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」**をはじめ2件の議案の審査を行いました。

「千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例」は、国民健康保険事業の水準を維持し、制度の安定的運営を図るとともに、国の算定基準に基づく介護給付金を納付するために、保険料率等を改正するものです。

特別区の国民健康保険事業については、平成12年4月から都区制度改革の一環として、都の調整条例が廃止されたことにより、各区が自主的に、保険給付の内容、保険料等を決定することになりました。しかし、大都市の一体性の確保、現行の事業水準の維持、円滑な制度移行などの観点から、当分の間、特別区全体の基準となる基準保険料率を策定し、各区が条例で定める保険料率をこれに一致させて運用していく「統一保険料方式」により事業調整を行うこととなりました。これに基づき、一般被保険者に係る基礎賦課額の被保険者均等割額を2万6,100円から2万7,300円に。また、介護給付金賦課額の被保険者均等割額を7,200円から8,100円に改めるものです。

なお、保険料率については、中間所得者への負担偏在の解消に努め、均等割額の引き上げ幅においては低所得者層に配慮するとともに、所得割料率については、平成12年度は据え置きにするものです。

主な質疑は次のとおりです。

均等割額が上がることによる生活への影響はどれくらいになるのか。また、保険料の減免制度には預貯金基準があるが、非常に少ない人数しか減免されていない実績からみると見直す必要があるのではないか、との質疑に対し、

均等割額1,200円増は、月にすると100円の負担増となり、平均的な世帯では食費への影響はそのうちの26円である。また、介護保険では、当面の生活を維持する預貯金の額は3か月という基準を決めている、との答弁がありました。

さらに、所得の低い方の保険料負担は大変であるが、給与収入900万円で賦課限度額を支払う方たちも大変であると考える。保険料が頭打ちとなる賦課限度額53万円の上限設定をどの所得にもあてはめていいのか考えるべきであり、もっと上の段階を設けて保険料の上昇をカバーしていくべきではないか、との質疑に対し、

賦課限度額の上限設定について議論はあるが、社会保険であること、また、税との関係から設定されている、との答弁がありました。

地域文教環境委員会

委員会では**「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」**をはじめ4件の議案の審査を行いました。**「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」**ほか2件の議案はいずれも、幼稚園教育職員の再任用制度の導入に伴い、条例の一部を改正するものです。

主な質疑は次のとおりです。

再任用職員の職務内容はどのようなものとなり、これまでの再雇用制度との違いは何か、また制度導入に伴い、新卒の新規採用が抑制されるような懸念はないか、との質疑に対し、

再任用制度には、フルタイム職員と短時間勤務職員があり、フルタイム職員は地方公務員法上の一般職として条例定数に含まれる。一方、再雇用職員は区の要綱により運用されている特別職の非常勤職員である。また、再任用制度は平成14年度から導入される制度であり、採用計画や運用方針等の詳細は今後検討していく。職員数全体の中で、計画的な任用管理を適正に行い、高齢者の増加に対応した制度の趣旨に沿うよう、雇用の場の確保を図りたい、との答弁がありました。

次に、**「千代田区立社会教育会館条例の一部を改正する条例」**は、九段社会教育会館の内部改修に伴い、新設される部屋の名称及び使用料を新たに規定するとともに、拡充される部屋の名称及び使用料を見直す等、規定整備を行うものです。使用料については、平成10年3月の社会教育会館の使用料設定と同様の考え方により、光熱水費、清掃保守経費等の維持管理経費を基本に算出し、本区における他の施設との整合性を図り設定するものです。

主な質疑は次のとおりです。

他の公共施設の使用料との整合に配慮して使用料算定を行い、公平性を確保したとのことであるが、各施設と社会教育会館は設置目的や設置根拠からして、性格が異なるはずである。社会教育会館が生涯学習を推進する独自の機能、生涯学習の活動の拠点としての役割が薄らいでしまうことが懸念される。社会教育会館の独自性がより担保されるべきではないか、との質疑に対し、

社会教育の質的変化等、生涯学習はすべての分野にかかわるものであり、全区的な視点に立って対応することが求められている。区民が等しく生涯学習活動を行うにあたっては、その活動の場を量的に確保する必要性があり、施設それぞれの目的は担保しながら、生涯学習の視点を反映した機能を果たしていくことが公共施設に求められていると考える、との答弁がありました。

その他の議案についても、精力的に審査を行いました。

特別委員会

自治権拡充・行財政改革特別委員会

委員会では、市町村合併に関する検討指針（概要）について報告を受けた後、自治体の自主性を確保する視点から論議を行いました。

また、都区財政調整協議結果について（案）、自治会館（仮称）建設についての報告がありました。

商工業活性化対策特別委員会

委員会では、引き続き分科会を継続し、第一分科会「共同化・観光資源・各種催し物の活用」、第二分科会「起業家支援・後継者育成」、第三分科会「まちづくり三法、規制緩和」のそれぞれのテーマについて調査研究していくことを確認しました。

また、中小企業センターの長期使用、「大規模小売店舗立地法」に基づく届け出等についての報告がありました。

子育て環境整備特別委員会

委員会では、幼稚園・保育園の連携の課題について、活発な論議を行いました。この結果、現在の8幼稚園・8小学校体制の再検討や幼稚園・保育園の枠にとらわれない、新しい子育てシステムの創出などの検討を行うこととなりました。

まちづくり特別委員会

委員会では、秋葉原地域開発について、秋葉原地域のまちづくりの検討状況、神田消防署改築計画、常磐新線工事及びJR秋葉原駅改良工事の進捗状況、秋葉原駅付近土地区画整理事業等について、また、飯田橋地域開発の状況、岩本町東神田地区地区計画素案、淡路地域のまちづくりの状況等について、報告を受けました。

「えひめ丸」事故に関する要望書を提出

2月22日、内閣総理大臣及びアメリカ合衆国大統領に「えひめ丸」事故に関する要望書を提出しました。要望書の全文は、ホームページでご覧になれます。

関係機関に提出した意見書（概要）

○特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に関する意見書

「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）が、全面施行され、家庭や事業所から出された廃家電は、小売業者を通して製造業者に引き渡され、再商品化されることになりました。リサイクルを製造業者自らの責任で行うため、リサイクルしやすい製品の製造が促進される等のメリットが考えられる一方で、消費者が排出時に料金を支払うため、不法投棄の増加が懸念されています。

廃棄物の発生抑制・減量化を図るためには、対象製品の製造業者等による、リデュース、リユース、リサイクルの取り組みの必要性等、製造業者等の責任が明確に問われるべきです。

よって千代田区議会は、政府に対し、左記事項についての措置を求めます。

記

1　再商品化等料金だけでなく、収集運搬料金を含めた総費用が、最小となるよう製造業者等に対する指導を徹底すること。

2　リサイクル費用は、販売時に製品価格に内部化する「前払い制」に改める、デポジット制度を導入する等、法の見直しに着手すること。

3　不法投棄の廃家電の処理費用は、製造業者も応分の負担をするよう明確に位置づけること。

（経済産業大臣・環境大臣に提出）

○ＫＳＤ疑惑の早期解明を求める意見書

財団法人ＫＳＤ中小企業経営者福祉事業団をめぐる疑惑が、政治不信を招いています。一刻も早い事実の解明と二度とこのような事態を招くことのないように今後の対応を政治自らが国民に示し、政治の自浄能力による国民の信頼回復を図らなければなりません。

ＫＳＤにかかわる問題は、政治家の倫理観の喪失と社会に対する責任感の欠如を露呈し、国民に一層強い政治に対する失望感を植え付け、地方政治に対してもその信頼を損なう結果となっています。

千代田区議会は、政府に対し、国民の政治に対する信頼を回復するために、早期の事実解明と厳正なる対応を求めます。

（内閣総理大臣・法務大臣に提出）

○介護保険の利用者負担等の軽減を求める意見書

介護保険の導入によって、利用者負担が重くなり、経済的理由で十分なサービスを利用できない状況が見受けられます。介護保険の導入で、在宅での自立した生活を支えるために必要な介護サービスをかえって削減せざるをえないのでは、本末転倒です。

住民の生活と福祉を守るため、全国の自治体で、低所得者に対する保険料や利用料の軽減が広がっています。千代田区でも、保険料・利用料の独自軽減を実施しています。

よって、千代田区議会は、利用者負担等の軽減を行う保険者を支援するとともに、利用者負担等の軽減措置を都独自に充実させること、国に対して、利用者負担等の軽減のための財政措置をさらに充実するよう強く働きかけることを求めます。（東京都知事に提出）

意見書の全文は、ホームページでご覧になれます。

議案の審議結果と主な内容

○議員提出議案

◎…賛成全員可決　○…賛成多数可決　×…賛成少数否決

	議案名	結果	主な内容
条例	千代田区議会政務調査研究費の交付に関する条例	◎	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会派に交付する政務調査研究費を新たに規定します。
意見書	特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に関する意見書	◎	可決した意見書の概要は上記参照。
	ＫＳＤ疑惑の早期解明を求める意見書	◎	
	介護保険の利用者負担等の軽減を求める意見書	◎	
	いわゆる「機密費」の使途の全容公開と見直し、大幅減額を求める意見書	×	
	男女平等施策の後退につながる東京女性財団の廃止計画の白紙撤回を求める意見書	×	

○区長提出議案

	議案名	結果	主な内容
人事	千代田区助役の選任の同意について	○	前任者の退職に伴う新助役選任のため、議会の同意を求めます。
予算	平成12年度千代田区一般会計補正予算第４号	◎	総額８億627万８千円の増額
	平成13年度千代田区一般会計予算	○	総額438億4,114万４千円
	平成13年度千代田区国民健康保険事業会計予算	○	総額 30億4,927万７千円
	平成13年度千代田区老人保健特別会計予算	○	総額 47億6,029万８千円
	平成13年度千代田区介護保険特別会計予算	○	総額 23億8,857万３千円
条例	千代田区情報公開条例	◎	民主的区政の推進及び区民等の生活向上を図るため、制度を改正します。
	千代田区個人情報保護条例の一部を改正する条例	◎	自己情報開示における第三者保護手続など所要の改正をするとともに、自己情報を開示できない場合についての規定を整備します。
	千代田区情報公開・個人情報保護審査会条例	◎	審議事項の関連性に鑑み組織を統合するとともに、あわせて調査権限等の規定を整備します。
	千代田区収入証紙条例を廃止する条例	◎	収入証紙による収納が行われなくなったことに伴い、本条例を廃止します。
	千代田区用品基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例	◎	用品基金を設置する必要性がなくなったため、本条例を廃止します。
	千代田区手数料条例の一部を改正する条例	◎	建ぺい率の特例許可に係る申請手数料について新たに規定するほか、規定を整備します。
	千代田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例	○	社会経済事情の変化に伴い、道路占用料の額を改定するほか、占用物件の規定を整備します。
	千代田区公共溝渠管理条例の一部を改正する条例	○	公共溝渠の使用料の額を改定します。
	千代田区都市公園条例の一部を改正する条例	○	都市公園の占用料の額を改定します。
	千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	◎	老人保健法の一部改正に伴い、規定を整備します。
	千代田区立社会教育会館条例の一部を改正する条例	◎	施設の名称及び使用料を改めるほか、規定を整備します。
	千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例	○	保険料率等を改めます。
変更	特別区人事及び厚生事務組合規約の一部変更について	◎	特別区人事及び厚生事務組合規約の一部を変更します。

○区長提出議案（地方公務員法の一部を改正する法律、教育公務員特例法の一部を改正する法律の公布関係）

	議案名	結果	主な内容
条例	千代田区職員定数条例の一部を改正する条例	◎	教育公務員特例法の一部を改正する法律の公布に伴い、規定を整備します。
	職員の再任用に関する条例	◎	新たなに条例を定めるとともに、規定を整備します。
	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	◎	再任用される職員の勤務時間等について、新たに規定します。
	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	◎	再任用短時間勤務職員について規定を整備します。
	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例	◎	外国の地方公共団体の機関等に派遣される対象から除外される職員について規定します。
	職員の結核休養に関する条例の一部を改正する条例	◎	再任用短時間勤務職員についても本条例の適用を受けられるよう規定します。
	千代田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	◎	再任用短時間勤務職員については、非常勤職員に含まない旨規定します。
	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	◎	再任用される職員の給料月額等について新たに規定するほか、規定を整備します。
	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	◎	退職手当の支給について必要な改正を行うほか、勧奨退職の特例措置を定めます。
	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	◎	勤務時間等について、新たに規定します。
	幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	◎	給料月額等について新たに規定するとともに、必要な改正を行うほか、規定を整備します。
	幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例	◎	短時間勤務職員についても本条例の適用を受けられるよう規定します。

○陳情

陳情名	付託委員会	結果
千代田区一番町21に於ける三菱地所の26階建て超高層マンション建設に対する建設反対の陳情	㊀	取り下げ
神田保育園跡地に建設予定の公設公衆浴場に関する陳情	㊁	取り下げ
六番町奇数番地地区計画見直しの件に関する陳情	㊀	継続審査

○委員会に送付した陳情

陳情名	送付委員会
千代田区生活安全条例の制定に関する陳情	㊀
簡易生命保険料値下げについての陳情	㊀
区民生活に密着した電気、通信およびガス料金に影響を及ぼす道路占用料について、据え置きを求める陳情	㊀
東京都教育委員会委員長名の「教科書採択事務の改善について（通知）」の無効性に関する陳情	㊁

㊀…企画総務建設委員会　㊁…保健福祉委員会　㊁…地域文教環境委員会

平成13年度予算審議から

今定例会に、区長から提出された新年度予算議案4件と平成12年度の補正予算について、予算特別委員会を設置し、審査を行いました。

委員会では、区民福祉をより向上させていくとともに、自主自律の時代を迎えた区の基礎固めをする予算として編成されているかどうか、また、行財政の効率化を進め、健全な財政運営の確立を目指し、限られた財源をより一層重点的・効果的に配分し、社会経済情勢の変化に対応した区民福祉の向上を図る施策を年度を通して展開した予算であるかを中心に審査しました。

まず、区から新年度予算の概要説明を受け、これに対する基本的な質疑を行った後、議長を通じて、各常任委員会にそれぞれの所管分（担当する部分）について調査を依頼し、各常任委員会ごとに分割して調査を行いました。

その後、各常任委員会からの調査報告書に基づく質疑及び総括質問を行い、賛成、反対それぞれの立場から意見表明の後、新年度の予算議案4件は、いずれも賛成多数で可決しました。

また、平成12年度の補正予算については、賛成全員で可決しました。

新年度予算の概要、予算特別委員会での主な論議及び討論は、次のとおりです。

平成13年度の予算の概要

平成13年度当初予算の概要は、一般会計予算が438億4,114万4千円、国民健康保険事業会計予算は30億4,927万7千円、老人保健特別会計予算は47億6,029万8千円、介護保険特別会計予算は23億8857万3千円となっています。

当初予算は、区の予算編成方針に基づき、福祉、教育、清掃事業など、基礎的自治体の事務事業には継続性が求められていることから、滞りなく区民サービスを提供し、区民福祉を確保、向上させていくため、区政の最重要課題である定住人口対策をはじめ、サービス給付型福祉施策、地域経済対策、資源循環型都市の構築、学校教育等の充実など、区民生活に密接に関連する分野に財源を重点的に配分したものとなっているとのことです。なお、歳入面では、当初予算としては、平成6年度以来、7年ぶりに財政調整基金の取り崩しを解消したとのことです。

予算特別委員会での主な論議

委員会では、各常任委員会から提出された予算調査報告書に基づき質疑を行いました。

主な質疑に、配食サービス、区政情報ルームの設置、アレルギー疾患、一番町特別養護老人ホームの職員の削減問題、学校運営連絡会、風ぐるまの運行、資源回収事業、初級簿記講座、コンピュータ教育についての質疑がありました。

続いて、総括質問を行いました。主な質疑の項目は次の通りです。

▽福祉作業所の施設整備の具体的な方向性について

▽13年度から中学校学区域ごとに設置するスクールカウンセラーについて

▽市街地再開発事業と都区財政調整制度及び街づくり基金について

▽住民基本台帳のネットワーク化について

▽神田淡路町特別養護老人ホーム建設に関わるプロポーザル方式の情報公開について

▽特別養護老人ホームの民設民営と自治体としての責任について

▽区民需要に対応した福祉施設等の整備及び老朽化施設の改修の考え方について

▽中高一貫教育に向けての区の考えと方向性について

▽民間人だけで構成する区の政策会議の公開性及び具体的な運営方針について

▽第三次長期基本構想策定に向けての基本方針とスケジュールについて

▽区長の区政運営の基本姿勢について

この他、区民健康診査の節目検診、グループホーム、企業まちづくり、商工業活性化施策、公園のゴミ処理処分の契約、学童クラブ、幼保の問題、職員の人事考課制度に基づく管理体制、行財政効率化推進大綱、新年度予算の編成についての質疑がありました。

予算特別委員会での討論

賛成の意見

①　景気低迷が続く中、区民生活はまだ厳しい状況が続いており、区民の区政に寄せる期待は大変大きく、今こそ、区民生活を守り、支える役割を区は十分に果たすべきである。

また、今年は昨年4月に行われた都区制度改革により、基礎的自治体としての自主自律の運営を行う上で、区民福祉の向上を図る大切な年と認識する。

平成13年度予算は定住人口対策をはじめ、サービス給付型福祉施設、地域経済対策、資源循環型都市の構築、学校教育などの充実など区民生活に密接に関連する分野に財源を重点的に配分しており、特に福祉施策については、介護保険サービスを安心して利用できるよう助成対象者を区独自に拡大するほか、在宅の高齢者に対する支援の強化、福祉施設などの建設を推進し、介護保険サービスの供給量の拡大を図る等、介護保険制度の円滑な実施と利用者の一層の保護を図っている。

今回の予算は社会経済情勢を見据え、厳しい経済状況のもと、行財政の効率化を推進し、諸事業に重点的、かつ効率的に配分され区民生活を向上させるものと評価する。

よって、さまざまな分野にわたり区長の考えが、一層具体的な施策として打ち出される事を期待し、平成13年度各会計予算に賛成する。

②　現在、千代田区は第三次長期総合計画を策定中であるが、区民要望に積極的に応えていくための新たな施策や充実すべき事業を数多く打ち出していくことが必要である。

一方、税収等、歳入に目を転じると、長引く経済低迷のもと、先行きが期待できない状況が続くと予想され、健全財政の確立が求められる。

この観点から、平成13年度予算を見ると、平成7年度以来、6年連続した財政調整基金の取り崩しを解消したことが財政面の特徴である。

さらに、平成12年度に続き、特別区債の発行を見送ったことも、後世への負担を抑制し、将来の財政的なフリーハンドを残すことができ、今日、多くの自治体が財政的な課題としている状況のもと、区の努力に対し、区民とともに大きく評価できる。

平成13年度予算は、限られた財源を区民生活に密着した分野に重点的、効果的に配分をし、区民生活を守るとともに、政策会議を初め、区民にとって元気が出る新しい提案が数多く出されている。

新区長を迎え、今後の区政運営に於ける基本姿勢では区民の目線で行動し、果敢に挑戦する区政に期待できることが、この予算審議の過程で感じ取れた。

よって、各会計予算は財政面、事業面から十分に理解できるものであり、区長の考えの施策を早期に実現させ、変化の激しい時代に区民の期待に応え、区民生活の向上に向け、積極的な区政運営を期待し、平成13年度各会計予算に賛成する。

③　次に、区長自らが、区民と向き合い区民本意の行政サービスを行うという姿勢がこの間の質疑を通じて感じられ、また、施設建設の優先順位についても、区民福祉の充実を最初にあげられ、区政運営の方針を期待を持って受け止めた。

一方、情報公開については、事業の意思形成過程において、原則公開の答弁は受けたが、なお、一抹の不安を払拭するまでには至らなかった。

また、貴重な財源を事業に投入する際に、あらゆる角度から検討し、経費節減が図られているか、契約のあり方も含め、課題があると受け止めた。

しかしながら、今後、区民の中の大声で主張できない弱者に対しても、その立場に配慮した予算執行を期待して、平成13年度会計予算に賛成する。

④　次に、3日間の予算審議を通じて、十分な形での答弁を引き出すことはできなかった、という意味で、いくつかの疑問が残っている。

まず、住民基本台帳の問題がいずれは総背番号制につながるのではないか、グループホームに関しては平成15年までに介護保険計画の100％達成が未だに見えてこないこと、政策会議の人選については、区長自身が問題提起する政策課題との関係において、どのような方向性になるかが不透明であること、また、区長が区民の目線で区政運営を考えるならば、情報化、スピード化の時代の中で区長室と政策報道室の一体化の必要性があるとの提起もしましたが、その辺の判断も質問の中では受け止められたものでないことを疑問として指摘する。

しかし、区長が、所信表明、予算審議において真摯に応えようとしていること、きちんと自分の考え方を皆に知ってもらうという努力をしていると感じ、いくつか問題は積み残されてはいるが、区長、助役の答弁の姿勢を受け止め、がんばってやってほしい、ということから、平成13年度予算に賛成する。

⑤　次に、千代田区の財政規模は、ここ10年近くほぼ横ばいで、今後ともこの傾向は変わらないと思うが、財政の弾力性を示す経常収支比率は90パーセント以上で、平成10年から増加傾向にあり、あいかわらず区財政は厳しい硬直化の中にあるといわざるを得ない。

この財政状況のもと、最小の経費で最大の効果を上げるという不断の行財政の効率化への取り組みは避けて通ることができない行政の責務である。行財政の効率化を進めるにあたり、区は一定の評価によって、事業の廃止や見直しをしてきたが、様々な点で不十分であったと指摘せざるを得

メールアドレス　ckugikai@mint.ocn.ne.jp　　　ホームページアドレス　http://www.city.chiyoda.tokyo.jp

ない。情報公開と併せて行政の透明性を高め、区民にとって、行政がより分かりやすくなるためにも行財政評価システムが必要である。正当な評価をした上で、行政と民間の役割を明確にし、多様化した区民ニーズに的確に応え、区政運営に取り組む必要がある。

今年度予算については、区長就任から期間が短いため、選挙での公約等が反映されたものではないが、停滞なく区民サービス、区民福祉を向上させるため、年間総合予算としたということが予算審議の中で明らかになった。

新区長が就任され、一ヶ月ほどだが、千代田区の行政が閉塞感から大きく力強く前進を始めたと感じる。

今後の長期総合計画、補正予算の中で区長の考えが明らかになり、また示されることにより、区民福祉が前進し、自主・自律の千代田区の行政運営がなされることを期待し、平成13年度各会計予算に賛成する、との意見表明がありました。

反対の意見

①　平成13年度の予算の審議にあたり、区長の区民の目線でものを見ること、また、区民の目線で考えること、すぐできることと時間をかけて検討すべきことの整理を目に見える形で明らかにすること、あるいは、一人一人がチャレンジ、チェンジ、クリエイティブ等を心がけることなど、基本的な姿勢について評価できるところが多くあった。

しかし、13年度予算については、前区長の継続性が併せて盛り込まれている。

特に、住民基本台帳のネットワーク化にあたって、千代田区民にとってのメリット、デメリットの比較が客観的な評価として十分な説明がなされていないこと、また、まちづくり基金の活用については市街地再開発で区の補助金と都区財政調整交付金の関係が、あまり明確でなかったことが今回明らかになり、それがそのまま、予算に反映されていることである。

このようなことから、区民の目線で説明することが、今回の予算には見られない。以上の立場から、平成13年度各会計予算に、反対する。

②　新年度予算の最大の特徴は、税金の配分として本来主役であるはずの区民福祉がわき役に追いやられ、現金給付型の福祉は時代遅れという国や都の福祉切り捨ての流れを受けた予算になっている。

誕生祝い金、敬老祝い金が継続されたことは評価するが、現金給付型からサービス供給型と変化させていくことは、区が自主・自律で区民福祉を向上させることなく、民間任せの流れが打ち出されていると懸念する。淡路町の特養ホームの民設民営方式については、いろいろ議論したが、結局公設より民設の方がよいとの判断は出てこなかった。行財政効率化についても、区民へのしわ寄せが、優先されている。市街地再開発事業に対する区補助金は、国で定めた補助金の半分を財調を通じて都から区へ補助され、区費の持ち出しはないということこれまでの説明が全く違っていたことも明らかになり、市街地再開発事業も財政面からもチェックできることも明らかになった。一番町特別養護老人ホームの職員削減問題も削るためにどうするかであり、介護を後退させるものである。

最後に、自治体に民間依存の流れが、強く押し寄せているが、基礎的自治体として自主性、自律性を発揮できるかどうか、今年は大変重要な年と考えている。

地方自治の本旨は、団体自治と住民自治の双方を実現することにあり、地方の政治や行政が、常に地域の住民とその代表である議会によって行われることを、視点としてなければいけない、と考えている。

このような視点から、平成13年度各会計予算に、反対する。

平成12年度補正予算第4号

今回の補正予算は歳出として、職員数の変更による増及び退職予定者の増による追加、ごみの処理・処分に要する経費として清掃一部事務組合への分担金の減額、（仮称）岩本町二丁目複合施設建設用地の借地権利金や開発協力金などを財源とする各種積立金の追加が、それぞれ計上されています。

なお委員会では、電子自治体への推進経費としての全庁ＬＡＮに関連して、個人のパソコンの持ち込み状況及び管理についての質疑がありました。

予算特別委員会の構成（13名）

役職	氏名	会派
委員長	鳥海　隆弘	（自民）
副委員長	山田ながひで	（公明）
委員	桜井ただし	（自民）
委員	小林やすお	（自民）
委員	松本　佳子	（自民）
委員	市川　宗隆	（区民ク）
委員	荻生　誠	（拓く会）
委員	高山はじめ	（自民）
委員	寺沢　文子	（ネット）
委員	竹田　靖子	（ネット）
委員	吉成　五郎	（自民）
委員	鎌倉つとむ	（自民）
委員	鈴木　栄一	（共産）

当初予算の規模（平成12年度当初予算との比較）

会計区分　＼　年度・増減	平成13年度（百万円）	平成12年度（百万円）	増減額（百万円）	増減率（%）
一般会計	43,841	43,444	397	0.9
国民健康保険事業会計	3,049	2,827	222	7.9
老人保健特別会計	4,760	4,548	212	4.7
介護保険特別会計	2,389	2,091	297	14.2
計	54,039	52,911	1,129	2.1

※表示単位を百万円にしているため、合計等は一致しません。

平成13年第1回定例会会議日程

日	曜	会議・委員会関係
3／1	木	議会運営委員会　本会議（会期の決定・区長の招集挨拶・代表質問）
2	金	議会運営委員会　本会議（一般質問・議案の上程・付託）委員長会
5	月	企画総務建設委員会・保健福祉委員会・地域文教環境委員会（付託議案の審査等）
6	火	予算特別委員会（付託議案の審査）・企画総務建設委員会・保健福祉委員会 地域文教環境委員会（付託議案の審査・調査）
7	水	企画総務建設委員会・保健福祉委員会・地域文教環境委員会（付託議案の調査）
8	木	企画総務建設委員会・保健福祉委員会・地域文教環境委員会（付託議案の調査）
9	金	企画総務建設委員会・保健福祉委員会・地域文教環境委員会（付託議案の調査）
12	月	図書館管理運営委員会　企画総務建設委員会・保健福祉委員会・地域文教環境委員会（付託議案の調査）
13	火	予算特別委員会（付託議案の審査）
14	水	予算特別委員会（付託議案の審査）　議会運営委員会 本会議（議案の議決等）
15	木	予算特別委員会（付託議案の審査）
16	金	商工業活性化対策特別委員会・子育て環境整備特別委員会（所管事項の調査）
19	月	まちづくり特別委員会・自治権拡充行財政改革特別委員会（所管事項の調査）
21	水	企画総務建設委員会・保健福祉委員会・地域文教環境委員会（請願・陳情の審査等）議会運営委員会
22	木	広報委員会　議会運営委員会　全員協議会
23	金	議会運営委員会　企画総務建設委員会（請願・陳情の審査等） 本会議（議案の議決等）

一般会計　歳入・歳出の内訳

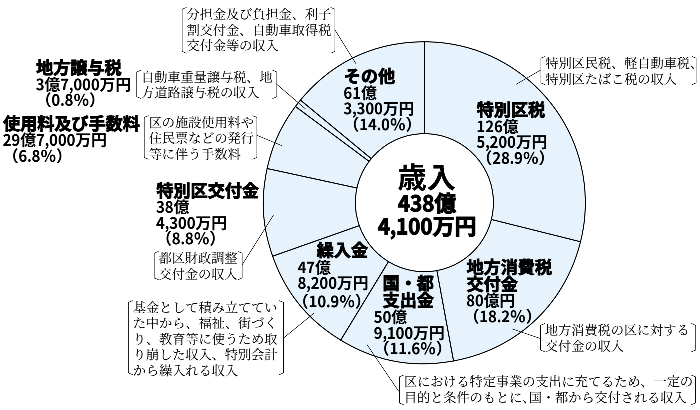

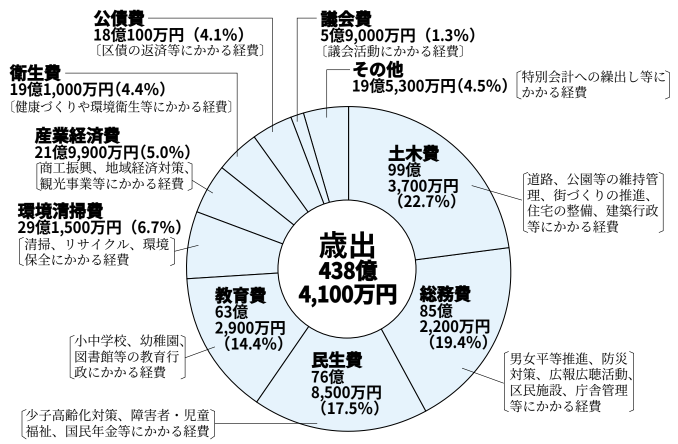

R100
古紙配合率100%
白色度80%の中性紙を使用しています

メールアドレス　ckugikai@mint.ocn.ne.jp　　ホームページアドレス　http://www.city.chiyoda.tokyo.jp

千代田区議会の会派に交付する政務調査研究費の条例を制定しました。

千代田区議会では、これまで会派に交付する政務調査研究費の規程に基づき、運用してきました。

しかし、昨年5月に地方自治法の一部改正により、政務調査研究費に関する規定が整備され、地方公共団体は、条例の定めるところにより政務調査研究費を交付できることになりました。

これにより、今年の４月からは、条例を制定し交付することとなったため、これまで、議会運営委員会で、使途基準の明確化や決算時等の収支報告の義務化、透明性の確保等の検討を進め、第１回定例会において、議員提出の議案として、全員賛成で可決しました。

この条例の主な内容をご紹介します。

政務調査研究費は、千代田区議会の会派に交付するもので、議員が会派又は会派の一員として活動する場合の調査研究に要する経費の一部として交付します。

交付する金額は、議員１人月額15万円に会派の人数分を会派に交付しますが、使途基準に基づいて適正に使用することを規定しています。また、使途基準に基づかない支出や年度終了後の決算報告で残額があった場合には、返還することも規定しています。

また、より透明性を高めるために、四半期ごとに中間報告として、使途内容の報告を義務付けています。この報告には、領収書の原本添付を義務付けています。

同様に、会計年度終了後の決算報告には、帳簿を添付することになっています。

会派ごとの中間報告と決算報告は、区議会事務局でご覧になれるほか、区のホームページにも掲載します。ただし、領収書と帳簿につきましては、お手数ですが、区議会の情報公開条例に基づく、開示請求の手続きをお願いします。

区議会では、政務調査研究費の交付額を、これまで以上に透明性を高めていきたいと考え、第三者の方から意見をお聴きするシステムを現在検討中です。詳しいことが決まりましたら、この区議会だよりやホームページでお知らせします。もうしばらくお待ち下さい。

ご紹介しました「千代田区議会政務調査研究費の交付に関する条例」と施行規則につきましては、区議会事務局でご覧になれるほか、ホームページにも掲載しています。どうぞご利用下さい。

平成12年の議会活動から

本会議別請願・陳情議決件数

会議別＼項目	前回より継続となったもの 請願	前回より継続となったもの 陳情	新たに受理したもの 請願	新たに受理したもの 陳情	計	採択 請願	採択 陳情	不採択 請願	不採択 陳情	継続審査 請願	継続審査 陳情	審議未了廃案 請願	審議未了廃案 陳情	取り下げ 請願	取り下げ 陳情	計
第１回定例会		31		9	40		4		2		33				1	40
第１回臨時会					0											0
第２回臨時会		2			2						2					2
第２回定例会		33		1	34				2		29				3	34
第３回定例会		29		2	31		3				19				9	31
第４回定例会		19			19		2		4		11		2			19

※　採択には、趣旨採択（２件）を含む。また、第２回臨時会で継続審査となった陳情２件は、特別委員会の廃止に伴い、付託替えをしたものです。

送付陳情件数

平成12年	16

※　送付には、参考送付（1件）を含む

本会議別議決件数

会議別＼項目	区長提出議案	議員提出議案	選挙	請願陳情	委員会継続調査事項	その他	合計	報告
第１回定例会（３月）	42	11		40	8	1	102	1
第１回臨時会（５月）	2				1		3	
第２回臨時会（５月）	1	4		2	4		11	
第２回定例会（６月）	7	4		34	8		53	1
第３回定例会（９月）	17	7		31	8	2	65	
第４回定例会（11月）	10	6		19	8		43	
合　計	79	32	0	126	37	3	277	2

学校って楽しそうだな！

記事の訂正について

平成13年１月22日発行区議会だより第152号において、左記のとおり誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

誤	正
１面「第４回定例会」概要中 12月４日は、「第三次長期総合計画基本構想素案（修正案）」について、３常任連合審査会を開催しました。	12月４日は、「千代田区実施計画」「重点事業」（案）について、３常任連合審査会を開催しました。
５面「会議日程」12月４日、主な内容中 ・第三次長期総合計画	・千代田区実施計画「重点事業」

平成１２年千代田区議会情報公開制度実施状況

(1) 請求種類別請求件数

公文書開示請求	0
情報提供請求	9
計	9

(2) 個人、法人別情報提供請求件数及び住所又は所在地内訳

	住所又は所在地 千代田区内	都内（千代田区内を除く）	都外	国外	計
個人	1	1	0	0	2
法人等団体	4	3	0	0	7
計	5	4	0	0	9

(3) 情報提供請求方法別請求者数内訳

来庁	郵送	ファクシミリ	電子メール	計
9	0	0	0	9

（注）平成12年については、情報公開条例施行が11月１日からとなったため、実施状況は２か月間の集計となっています。

平成13年第２回定例区議会開催

平成13年第２回定例区議会は、６月下旬から開催を予定しています。区民の皆さんの傍聴をお待ちしています。

★詳しい日程は、後日ホームページに掲載します。

編集後記

新しい世紀の幕開けとなって、２月に千代田区長選挙と区議会議員の補欠選挙が行われ、２月15日に第１回の臨時区議会を、３月１日から第１回定例区議会を開会しました。今回の区議会だよりは、その内容をお伝えしていますが、これまで以上に読みやすく、わかりやすい区議会だよりとするため、広報委員会が中心となり、昨年末より検討を進めてきました。

今回の号では、記事の一部の表組みをはじめ、みなさんに直接関係する委員会論議内容の掲載、定例会会期中以外の委員会活動のお知らせなど、編集方法を一部改めてみました。また同時に、区のホームページに、議会の月別の日程や議長交際費・政務調査研究費の使途も掲載していくこととなりました。

地方分権もすでに実行の段階へと進むなか、議会活動をよりスピーディーで積極的に、そして、何よりも透明性を確保した広報に努めていきたいと考えています。

これからも、区民に開かれた議会広報となるよう、みなさんからのご意見やご提案をお寄せください。

（広報委員長　戸張）

1月～2月の主な活動

日	曜	日程
1/16	火	地域文教環境委員会
17	水	自治権拡充・行財政改革特別委員会、議会運営委員会、企画総務建設委員会
2/8	木	議会運営委員会（第１回臨時会告示）
15	木	議会運営委員会、第１回臨時会
16	金	企画総務建設委員会、保健福祉委員会、地域文教環境委員会
19	月	議会運営委員会、全員協議会、企画総務建設委員会
21	水	保健福祉委員会
22	木	議会運営委員会（第1回定例会告示）
27	火	議会運営委員会
28	水	議会運営委員会、広報委員会

掲載した写真をさしあげます。詳しくは区議会事務局まで